

## 城里町低入札価格調査制度実施要綱

### (趣旨)

第1条 この告示は、城里町が発注する工事の請負契約を締結するための競争入札において、契約の相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、当該契約の適正な履行がされないおそれが生じると認められる場合の手続きについて定めるものとする。

### (適用の対象)

第2条 この告示は、入札により請負契約を締結しようとする建設工事のうち、予定価格が5千万円以上のものについて適用する。

### (調査の基準)

第3条 町長は入札毎(財務規則第120条の規定により最低制限価格を定めて入札するものを除く。)に、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるときの調査の基準となる価格(以下「調査基準価格」という。)を定めるものとする。

- 2 調査基準価格は、予定価格の算出の基礎となった直接工事費の額、共通仮設費の額、現場管理費の額及び一般管理費の額により算定するものとする。
- 3 調査基準価格は、予定価格に建設工事の最低制限価格決定等に係る事務処理要領(令和元年告示第75号)第4条の規定に基づき算定した額とする。
- 4 前2項の規定にかかわらず、第1項に規定する入札のうち、前項の規定により調査基準価格を定めることが適当でないとき、予定価格の100分の75から100分の92までの範囲内で調査基準価格を設定することができるものとする。

### (失格基準価格の設定)

第4条 前条の規定により建設工事の請負の契約に係る入札を行う場合において、必要があると認めるときは、入札価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるものとして最低価格等入札者を落札者とし、失格基準価格(以下「失格基準価格」という。)を設定するものとする。

- 2 失格基準価格は、別表に定める額とする。
- 3 前項の規定により失格基準価格を定めることが適当でないとき  
は、予定価格の100分の67から100分の90までの範囲内で設定するものとする。
- 4 失格基準価格は非公表とする。  
(入札参加者への周知)

第5条 この告示に定める手続の円滑な実施を図るため、次に掲げる事項を入札の公告に記載するものとする。

- (1) 調査基準価格が設けられていること。
- (2) 調査基準価格に満たない入札をした者は、最低価格等入札者であっても落札者とならない場合があること。
- (3) 前条第1項の規定により失格基準価格を設定した場合は、当該失格基準価格を設定したこと。
- (4) 失格基準価格に満たない入札をした者は、財務規則第123条の規定にかかわらず、再度の入札に参加することができないこと。
- (5) 調査基準価格に満たない入札をした者は、事後の事情聴取、書類の提出等に協力すべきこと。

(低入札価格調査基準価格に満たない入札があった場合の措置)

第6条 入札価格が調査基準価格に満たない入札があった場合においては、当該入札参加者に対して当該入札の結果を保留し、落札者は後日決定する旨を宣言する。

- 2 前項の場合において、最低価格等入札者が2者以上あるときは、くじにより第1位の最低価格等入札者及び第2位以降の最低価格等入札者を決定する。

(低入札価格調査等)

第7条 財務課長は、前条の報告を受けた場合は、最低価格入札者に対し、期限を指定して次の各号に掲げる事項に係る資料及び入札価格の内訳書その他の低入札価格調査に必要な書類の提出を求めるとともに、事情聴取その他必要な調査を行うものとする。

- (1) 当該価格により入札した理由
- (2) 契約対象工事を行うに当たって当該低価格入札者が予定している労務、資材等の数量及びそれらの調達等に関する事項
- (3) 特別な事由により市場価格より低い価格で労務、資材等の調達ができるとの主張がある場合におけるその適否
- (4) 経営状況
- (5) その他必要と認める事項

(調査会)

第8条 財務課長は、低入札価格調査を行うための調査会(以下「調査会」という。)を招集するものとする。

2 調査会は、当該調査に係る工事を所管する課局長及び設計担当者並びに契約検査担当者をもって構成する。ただし、財務課長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

3 調査会は、財務課長が主宰し、その調査会を統括する。

4 調査会の庶務は、財務課において処理する。

(調査結果に関する措置)

第9条 調査会は、調査の結果を町長に報告するものとする。

(落札者の決定)

第10条 町長は、前条の規定による報告を受けたときは、その内容を審査するものとする。

2 町長は、前項の規定による審査の結果、最低価格入札者が契約の内容に適合した履行ができると認めるときは落札の決定をし、契約の内容に適合した履行ができないと認めるときは当該最低価格入札者を失格とする。

3 前項の規定により落札者としなないことと決定した場合において、次順位者の入札価格が予定価格の範囲内の価格で最低の価格であるときは、次順位者を落札者とし、次順位者の入札価格が低入札価格調査基準価格に満たないときは、第5条から前条まで及び本条第1項又は前項の例により決定するものとする。

(結果の通知)

第 11 条 財務課長は、低入札価格調査の結果について、当該入札参加者に対して通知するものとする。

(調査結果の記載)

第 12 条 低入札価格調査を実施した入札については、入札・見積経過調書の当該低入札価格調査の対象者となった入札参加者の業者名欄余白に「低入札価格調査対象」と記載するものとする。

(その他)

第 13 条 この告示の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める

附 則

この告示は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表(第 4 条関係)

| 区分     | 予定価格に乗じる割合   |
|--------|--|
| 失格基準価格 | 予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額(1万円未満切捨て)に100分の110を乗じて得た額<br>1 直接工事費の額に100分の75を乗じて得た額<br>2 共通仮設費の額に100分の70を乗じて得た額<br>3 現場管理費の額に100分の70を乗じて得た額<br>4 一般管理費等の額に100分の30を乗じて得た額 |